

賑わい創出コーディネーターを募集！

下市町では、産・官・学・地域が連携し、一体となって下市町全体の賑わい創出に取り組む「下市町賑わい創出協議会」が令和5年春に設立されました。

ならコープ下市ステーション・下市集学校・KITO FOREST MARKET SHIMOICHI・アメニティ・ならコープ下市コミュニティスタンドなどの新たな賑わい拠点が続々と誕生し、下市町をさらに盛り上げるため、協議会でも様々な活動を行っております。一緒に協議会運営を行う「賑わい創出コーディネーター」を随時募集します！

業務内容

- 町全体の賑わい創出事業の企画、運営等に対する支援
- 各賑わい拠点のコンセプト実現に資する取組に対する支援
- 各賑わい拠点における賑わい創出事業に対する支援
- 協議会の事務局運営

募集対象

(1)下記 1.～7.のすべてを満たす方

- 高等学校卒業者若しくは同等以上の学力を有する方
- 地域の特性や風習を尊重し、地域住民とコミュニケーションを図れる方
- 心身共に健康で誠実に職務を行うことができる方
- 普通自動車免許を取得している方
- 活動に際して法令を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- 土日及び祝日の行事参加や夜間の会合など不規則な勤務に対応できる方
- パソコンを使用できる方

(2)次に掲げる地方公務員法第16条に該当する方は受験できません。

- 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- 下市町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

勤務条件

- 勤務地：下市町役場内(賑わい創出協議会事務局)
- 勤務日数：原則月20日
- 勤務時間：8時30分～17時(休憩60分)を基本とし、1日7時間30分とします。

※土日祝の勤務もあります。上記の範囲内で勤務日、勤務時間を調整します。

※短時間勤務等も可能ですので、ご相談ください。

募集人数

若干名

雇用形態・期間

- 雇用形態：下市町の会計年度任用職員
 - 期間：1会計年度を超えない範囲
(任用開始日から3月31日まで)
- ※任用1年目の半年間は条件付採用とし、条件付期間中に良好な成績で職務を遂行したときに正式に採用します。
※年度を超えて再度任用する場合があります。(2回まで)

給与

- 条件付採用期間：日給9,225円
 - 正式採用後の給与は勤務実績に応じます。
- ※年2回(6月、12月)期末手当を支給します。期末手当は勤務時間等によって支給対象外となる場合があります。

待遇・福利厚生

- 健康保険、厚生年金、雇用保険加入
- 副業可、有給休暇あり(詳しくは担当まで)

審査方法

書類選考後、面接により審査を行います。

- ◆提出書類
履歴書(市販のもので可、連絡先記入、写真添付)
- ◆応募後の流れ
 1. 一次選考 書類選考
 2. 一次選考結果通知
 3. 二次選考 面接
 4. 結果通知

申込・受付

- ◆申込受付期間
随時 午前8時30分～午後5時15分
- ◆応募書類提出先
〒638-8510
奈良県吉野郡下市町大字下市1960番地
下市町役場 地域づくり推進課
- ◆提出方法
書留など確実な方法による郵送
または下市町役場まで直接持参(土日祝を除く)

お問合せ 下市町役場 地域づくり推進課 ☎0747-52-0001 (代表)
担当：松原・迫田